

部長

部員

一復第一四二二號

復員官署一般及び世話課

第一復員局總務部關係の出頭者の取扱について

昭和二十二年九月二十九日 第一復員局文書課長 美山 要藏

20

考

庶務班

聯合軍司令部から出頭を命ぜられたものの内第一復員局總務部連絡課から命令を傳達されたものの出頭に關しては左記の通りであるから關會があつた場合の資料として關係方面に對し連絡方煩し度い

左記

出頭命令は總務部連絡課の名によつて葉書(別紙の通り)で現住所宛

直接本人に傳達される

キ右出頭の場合の旅費は別紙第一一連合軍の要求に應じ出頭せしめた者

に對する給與について」により第一復員局に到着の上支給される

0549

出發前に支給するのが望ましい事であるが差當り實施不可能であるので其の點を出頭者に充分理解してもらふ様努力せられたい

三 汽車其の他の交通機關の利用に就いては優先的に便宜を取扱ふ様に鐵道當局と協議済であるから事由を説明し要すれば出頭命令書を提出の上便宜を得る様指導せられたい

四 東京に於ける宿泊食事等には東京都の食糧事情に鑑みて食糧現品又は外食券が必要であるから携行する様にせられたい尙途中取調等の際食糧現品携行を證明するのは出頭命令書である

五 東京で他に宿舍が無くて已を得ない方は第一復員局内の寮の一部を御借してきるか収容力に限度があるのと行届いた「サービス」が出来ないので出来得る限り親戚、友人宅等をも利用されたい

六 出頭命令に關し不審のため當方に照會の際は命令書の日附及番號を具して申出てる様指導せられたい

マ 災害等の爲指定の時日に出頭不可能なるか又は甚だしく迂路を通つた
場合には市、區、町、村長、驛長、船長等の證明書を携行ありたい

0551

連合軍の要求に應じ出頭せしめた者に

對する給與について

第一復員局

連合軍の要求に應じ出頭せしめた場合の給與は昭和二十二年八月一日以降左記要領による

左記

一、出頭者に對して支給する給與は旅費のみとする

二、出頭者に支給する旅費は本要領によるの外内國旅費規則の例による

三、旅費の定額は列表に依りその支給及計算は左の區分による

- (イ) 出頭通知受取地より出頭地迄及び出頭地より居住地迄、鐵道賃、車馬賃、船賃及び旅行日數に應ずる出賃、宿泊料を給する
- (ロ) 鐵道賃、車馬賃、船賃は路程に應じ、實費を給する但し官用の船、車馬で旅行するとき又は無賃乗車(船)するときは給しない
- (ハ) 日常に旅行日數に應じ給する但し私事に利用した日數を除く
- (ニ) 宿泊料は旅行中を除き滞在宿泊に要したる夜數のみ給する但し

官の施設等に宿泊した場合は給しない
(ホ) 出頭後到着の翌日より起算し滞在十五日を越ふる場合は定額の
二割を減ずる
(ヘ) 東京都(區)の存する區域(一)より出頭した者には日當を給する

0553

別表

鐵道賃	船賃	車馬賃	日當	宿泊料
二等運賃 (片道一〇〇 等運賃は三〇 等運賃)	二等運賃	(二杆に付) 〇圓、八五	(二日に付) 四〇、〇〇	(一夜に付) 二〇〇、〇〇

- 一、鐵道賃、船賃は現に運行してゐる等級區分に依り給する
- 二、急行列車の運行しめる線路を片道一〇〇杆以上旅行する場合に
出頭の爲の往路のみ急行料金を給する
- 三、車馬賃は陸路に於て自動車を利用した者のみに給する
但し實費に満たざるときは實費を給する
- 四、戰犯容疑者に給する鐵道賃、船賃は三等運賃とする

0554

別紙第二

逕合軍司令部より出頭命令がありましたから 月 日
九時から正午迄の間に當課にお出下さい
往復日數を除き東京の滞在は約四日位の豫定です東京での
宿泊には食糧の現品又は外食券を要しますから念の爲備旅
費は出頭後支給されます
當局は新宿區市ヶ谷元陸軍豫科士官學校跡です、省線四ツ
谷驛又は市ヶ谷驛下車です
追て本葉書及び印鑑を必ず御持参下さい

東京都新宿區市ヶ谷本村町

第一復員局總務部連絡課

月 日

0555